新自由主義下の改憲阻止運動

高山俊吉さん（呼びかけ人。弁護士。裁判員制度はいらない!大運動）

今年５月の川崎連絡会での講演をまとめ、加筆修正していただきました。

昨年３月11日以来、私たちのものの見方は大きく変わりました。一方、昨年10月に憲法審査会が始まり、今年４月27日には自民党の改憲草案が発表されました。在日米軍の再編が進められ、『防衛大綱』では自衛隊の機動性を強化する方向が打ち出されました。大飯原発再稼働、大間原発の建設再開が強行され、尖閣諸島をめぐって対中関係が緊迫化し、TPPの問題もくすぶっています。このように世の中全体が危険な方向に向かっているように見える様々な事象を捉える座標軸を明らかにしたい。そしてそれが改憲問題とどう結びついているのかを考えたい。

●憲法とは何か

近代憲法とは、新たに権力を獲得した勢力が旧勢力を押さえ込むための理念を明らかにし、それを実現するためにつくる国の基本思想、基本構造を規定する基本法規です。つまり、憲法策定の前に戦いがあり、そこで勝った側が獲得したものを守り抜くためにつくるのが近代憲法です。

トーマス・ジェファーソンはアメリカの連邦憲法について「われわれの選良を信頼して、われわれの権利の安全に対する懸念を忘れるようなことがあれば、それは危険な考え違いである」「自由な政府は、信頼ではなく、猜疑（さいぎ）にもとづいて建設せられる」「われわれの連邦憲法は、われわれの信頼の限界を確定したものにすぎない」「権力に関する場合は、人に対する信頼に耳をかさず、憲法の鎖によって、非行を行わぬように拘束する必要がある」と書いています。彼は、権力は腐敗するものだから制限しなければならないと言っているのではありません。イギリスから独立を勝ち取って新しい国づくりをしていく過程で、いつまたイギリスの影響下に復するかわからない。そのときわれわれはそれを叩きのめす権利を持っていると言っておく必要があるということです。

国民主権、基本的人権、財産権の確立等が謳われているフランスの1791年憲法も、絶対王政や宗教勢力との闘争で国民議会が覇権を握るに至ったとき、新興ブルジョア階級の利益を堅持するためにつくられたものです。1918年のソビエト共和国憲法では言論・出版の自由が具体的に盛り込まれていますが、それはまだ資本との闘いが続いている中で、労働者が自らの主張を伝達する手段は絶対に奪われてはいけないということから定められたわけです。

●日本国憲法の特異性

私は、日本国憲法は特異な近代憲法で、内外の人民の闘いと列強や権力との妥協の所産だと考えています。29条で私有財産制を規定していますから、まぎれもなく資本主義体制を前提とするブルジョア憲法です。１条には象徴天皇制の規定があり、「日本国民の総意に基く」と書いてありますが、私はそうは考えないぞという人もたくさんいるでしょう。その一方で民主主義と基本的人権を強調していて、とくに基本的人権をうたう条項が多い点で、ブルジョア憲法としては特異なものです。そして何よりも「戦争放棄」の９条があり、反戦と恒久平和の思想と体制を規定している世界でも本当に珍しい憲法です。

なぜこんな憲法ができたのか。日本が受諾したポツダム宣言には、日本の軍国主義体制を一掃することが定められていました。当初アメリカは軍国主義の復活を恐れていたのですが、敗戦後１ヶ月も経たないうちに読売争議が始まり、労働運動が爆発的な広がりを見せるようになると、このままでは日本が共産化すると考え、占領政策を転換します。47年５月３日に施行された日本国憲法はこのような情勢の中で策定されました。その過程で、平和を求める人々と革命を阻止しようとする勢力との綱の引き合いがあり、その中から象徴天皇制と民主主義、基本的人権、そして戦争放棄までもが同居する特異な憲法が生まれたわけです。

●9条1、2項問題

憲法９条は、１項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と２項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」から成りますが、この２つがどういう関係にあるのかが制定時からずっと議論されてきました。もし１項を「国際紛争を解決する手段」ではない自衛のための戦争なら許されると解釈すれば、あってもなくても同じになってしまいます。なぜならどんな戦争も自衛のためと称して行われるからです。実は第１次大戦後、1928年に結ばれたパリ不戦条約に１項とそっくりな規定があります。それは「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言スル」というもので、日本は29年にこの条約を批准しましたが、その２年後に大陸への侵攻を開始しました。いわゆる満州事変です。つまり、パリ不戦条約は日本の侵略戦争を抑止する効力を持たず、その後日本は敗戦までに2000万人のアジアの民衆を殺しました。

2005年１月に日本経団連の改憲構想が、11月には自民党の新憲法草案が、07年５月には超党派議連の新憲法大綱案が出されましたが、どの案にも９条１項は残っていました。１項だ

けでは戦争は制約されないからです。今度の自民党改憲草案では、タイトルを「安全保障」に変え、1項を残したうえで、2項ではわざわざ「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と書いている。さらに9条の2を設けて「国防軍」の保持を明記し、「国際的に協調して行われる活動」を行うことができるとして、世界中どこにでも出て行くぞということを明確にしました。

これまで改憲問題は憲法9条2項に収れんする、2項を残すことが改憲阻止の最重要課題だと言われてきました。しかし、派兵恒久法が表面化した08年頃から、先制攻撃という議論が登場しています。アメリカでは、イスラエルがイラクの原子炉を爆撃したように先制的攻撃が合理化される場合があるという議論がブッシュ前大統領のときから出てきている。日本でも「武力による威嚇又は武力の行使」を容認する議論が公然と行われるようになっています。

●改憲阻止の論理と運動

「憲法擁護」と「改憲阻止」は違います。「憲法擁護」という言葉には憲法というのは大事なもので大切にしていかなければいけないという気分があります。しかし、抽象的な平和論や憲法美化論は闘いの拠り所にはなりません。それに対して、「改憲阻止」は実践的な論理として、武器として憲法を使う。たとえば、戦争政策を推進する勢力に対して、それを許さないためには憲法のどの条項を使って闘えばいいのか、あるいは憲法上の権利を根底から奪われている人たちが闘うとき、その拠り所になる条項は何かという議論の立て方をします。

改憲勢力の要求はどこにあるのか、彼らの弱点はどこにあるのかを見きわめて、戦略的な視点で改憲阻止の議論を立てることが重要だと考えます。その具体的な中身は何かと言えば、日本国憲法の基本的価値、民主主義と基本的人権と恒久平和の3つを壊すことが今権力の側の喫緊の課題になっている。われわれはそれを絶対に許さない、徹底的に闘うということです。とくに恒久平和主義については、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」という憲法前文の規定があるけれども、これを決意したのは人民であり、私たちは政府が再び戦争を起こすことを許さない行動に現実に立ち上がる、そういう具体的な議論が必要だということです。

また、明文改憲だけが改憲ではないということをしっかりつかむことが大切です。海外派兵を恒久的に自衛隊の本務とするというのが海外派兵恒久法ですが、それが成立してしまえば改憲と同じことになります。

●新自由主義とは何か

デヴィッド・ハーヴェイの『新自由主義』の帯には、「新自由主義とは、“市場の公平性”こそが“倫理”であり、国家、社会の機能のすべて、人間の行為のすべてを導くことができる指針である、という教義である」と書いてあります。その本文から新自由主義を説明した文章を引くと、「強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である」とあります。「1945年以来イギリスで確立されてきた社会民主主義国家の諸制度および政治的手法ときっぱり断絶する」「労働組合の力と対決する」「あらゆる形態の社会的連帯を攻撃する」「福祉国家の諸政策を解体ないし縮小する」「公共企業体を民営化する」「減税、そして企業家のイニシアティヴを奨励する」。そういう政策の基本的思想として、サッチャー自身が述べた有名な言葉があります。「社会などというものは存在しない。存在するのは男、女という個人だけ。もう一つ家族がある」。これは、「あらゆる形態の社会的連帯」は個人責任、家族の価値に道を譲る、そして「これらの目的は、国民の信条を変えることにある」と。最高裁が「裁判員制度であなたは変わる」と言ったのも国民の信条を変える、ものの考え方の世界にまで権力が入り込むということです。それが新自由主義なのです。

「市場の公平性」と言っても、大きなエンジンをもつ車とポンコツの車が市場に乗り込めば、当然前者が勝つわけです。それを無視して誰でも参加できることだけが強調され、「国家、社会の機能のすべて、人間の行為のすべて」が「市場の公平性」、もっとあからさまに言えば優勝劣敗の思想で規律される。それが正しい社会、繁栄する社会であり、人々にそれを受け入れるような信条を形成することがきわめて重要だという考え方が新自由主義の根本です。

「存在するのは男、女という個人だけだ」というとき、それは生物学的な男女を意味します。ですから新自由主義は個人を大事に考える個人主義に戻ったというものではなく、古典的な自由主義に回帰するものでもない。自由放任で行けば世の中はハッピーになるというのが自由主義本来の発想ですが、新自由主義は死ぬべき者は死んでもしかたがないという思想です。アメリカで1%と99%という言葉が出てきましたが、ごく一部の者が成功して他は敗退する、それで良いという考え方です。

新自由主義の下では真っ先に労働組合がたたかれます。なにせ万国の労働者は手をつなごうというわけですから。ですから中曽根は「総評をつぶす。床の間に新憲法を飾る」と言いました。その流れは司法も飲み込んで、新自由主義思想が弁護士の大増員とか裁判員制度とかロー・スクール等の政策に具体化されてきましたが、これらは全部90年代からの動きです。80年代にサッチャー、レーガン、中曽根が登場し、ついに日本の司法の場にも浸透してきた。いまや新自由主義は福祉国家と言われた北欧諸国にまで浸透し、世界中を覆っています。

●新自由主義の改憲攻撃

自民党の改憲草案について、天皇元首が規定されているから復古的だ、保守回帰だなどと言われていますが、私は少し違う感じを持っています。例えば、天皇は09年12月に「(裁判員制度の)今後の様子を期待を持って見守りたい」

6頁に続く■

■5頁から続く

と言って（言わされて）います。このように、新自由主義勢力はそのときの情勢の中で得策だと見れば、天皇であってもとことん使います。

また、自民党は検討段階で「自衛軍」だったものを「国防軍」に変え、正真正銘の戦争体制の確立を打ち出しました。緊急事態条項は憲法を停止する条項です。そして団結権を根底的に破壊し、道州制を推進して国防や警察を国が握り、後は優勝劣敗の民営化にすべて委ねるという、文字どおりの新自由主義の考え方を盛り込んでいます。

今、戦争を進めやすくする方向に9条を変えた方がいいかと尋ねれば国民の大半は支持しないでしょう。しかしそれでもやる。国民の過半数がいやだと言っても裁判員制度を進める。国は安全性を証明していないと思う人が80％いても原発を再稼働する。国民多数の支持の下に政治を行うのが民主主義ですから、憲法の3原理のひとつとしてそれを掲げている以上、裁判員制度も原発再稼働もやめるべきだということになるし、TPPもそうなると思います。にもかかわらず新自由主義勢力は改憲を進めようとする。それはなぜかと言えば、それ以外にこの国の体制側が生きのびる道はないと考えているからです。彼らが生きながらえようとするなら、国防軍を設置し、緊急事態条項をつくっていつでも自衛隊が出動できるようにして、基本的人権は徹底的に制約し、とりわけ団結権は根底から破壊して、優勝劣敗の秩序をつくりあげる以外にない。

●反裁判員は改憲阻止運動

5月26日の朝日新聞に、木嶋被告の100日裁判で裁判員を務めた男性の看護師が「極刑にも納得がいった」「自信を持って結論を出した」「自分たちの判断の揺るぎなさを被告人に伝えたい」と述べる記事がありました。裁判員制度は、まさにこういうことを言える国民をつくろうとしています。ある女性の看護師さんにこの新聞記事を読んでもらったら絶句し、そしておっしゃいました。「私たちは命を守る仕事をしている」「死刑を言い渡すのとそれは正反対です」。「（この看護師は）どこの病棟で仕事をしてきたのと思いました」と。

国民を司法に動員する裁判員制度は、新自由主義政策で「国民の信条を変える」というサッチャー路線の現実化です。ですから、反裁判員運動は改憲阻止の運動です。

解散情勢にあらわれた体制側の危機は「収拾」も「とりつくろい」も不能であることをリアルに示しています。改憲と戦争を絶対に許さないという私たちの決意が今何よりも求められています。未来は私たちのものです。（了）